

事務連絡
令和6年6月12日

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
〕

障害保健福祉主管部（局）、児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス等の支給決定事務等において
ヤングケアラーを把握した場合の対応等について

平素より、障害福祉行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）等の改正を含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）については、本年6月5日に国会で可決・成立し、本日公布されました。改正法のうち、ヤングケアラーの関係については、公布日施行であるため、本日付で、こども家庭庁より、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」（こ支虐第265号令和6年6月12日付こども家庭庁支援局長通知。以下「施行通知」という。）が別添1のとおり発出されたところです。

これを踏まえ、障害福祉サービス等の支給決定事務等において、ヤングケアラーを把握した場合の対応等について下記のとおりお示ししますので、関係各位におかれましては、貴局管内の市区町村の関係部局及び関係機関に周知いただくとともに、適切なお対応をお願いいたします。

記

1. ヤングケアラーの把握及びこども家庭センター等との連携について

改正法により子ども・若者育成支援推進法において支援対象として明記されたヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）については、特に優先的に支援を行う必要性が高いケースとして、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであるなどし、保護者に対するケアを当該子ども・若者が長時間担っているケースが想定されるとこ

ろです。

施行通知においては、こうしたケースの具体的な把握のあり方のほか、ヤングケアラーを把握した場合の具体的な支援内容として、障害福祉サービス等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくことが求められること等をお示ししております。

(施行通知 第二の一の3 (2) ③参照)

市区町村の障害福祉担当部局等においては、障害福祉サービス等の支給決定事務や相談窓口等において、相談者等の家庭にヤングケアラーであると疑われるこども・若者がいることを把握した場合には、市区町村のこども家庭センター等に情報提供をいただくなどの御協力をお願いいたします。

また、こども・若者がヤングケアラーとなっている家庭について、障害福祉サービス等の提供が必要と思われる場合には、市区町村のこども家庭センター等から障害福祉担当部局等につなぐことが考えられるため、必要な連携・御協力をお願いいたします。

2. ヤングケアラーがいる場合の介護給付費等の支給決定の際に勘案すべき「介護を行う者の状況」について

施行通知においては、ヤングケアラーを含むご家庭に円滑にサービスの導入が図られるよう、介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなど、その認識を十分共有しておくことが重要であることをお示ししています。(施行通知 第二の一の3 (2) ③参照)

ヤングケアラーがいる場合の介護給付費等の支給決定の取扱いについては、「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について」(令和3年7月12日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(別添2)にてお示したところですが、**介護給付費等の支給決定に当たっては、改めてその内容についてご了知いただき、特にこどもが主たる介護者となっている場合は、こどもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮し、適切な支給決定を行うようお願いいたします。**

3. ポスターの周知等

ヤングケアラーの気づくためのヒント等をまとめたポスターとして、別添3「ヤングケアラーに気づくために」を作成しておりますので、**障害福祉担当部署等に掲示いただくなど、障害福祉担当職員等に周知するとともに、障害福祉サービス事業所等を対象とした集団指導等を通じて障害福祉サービス事業所等の従業者等に周知をお願いいたします。**